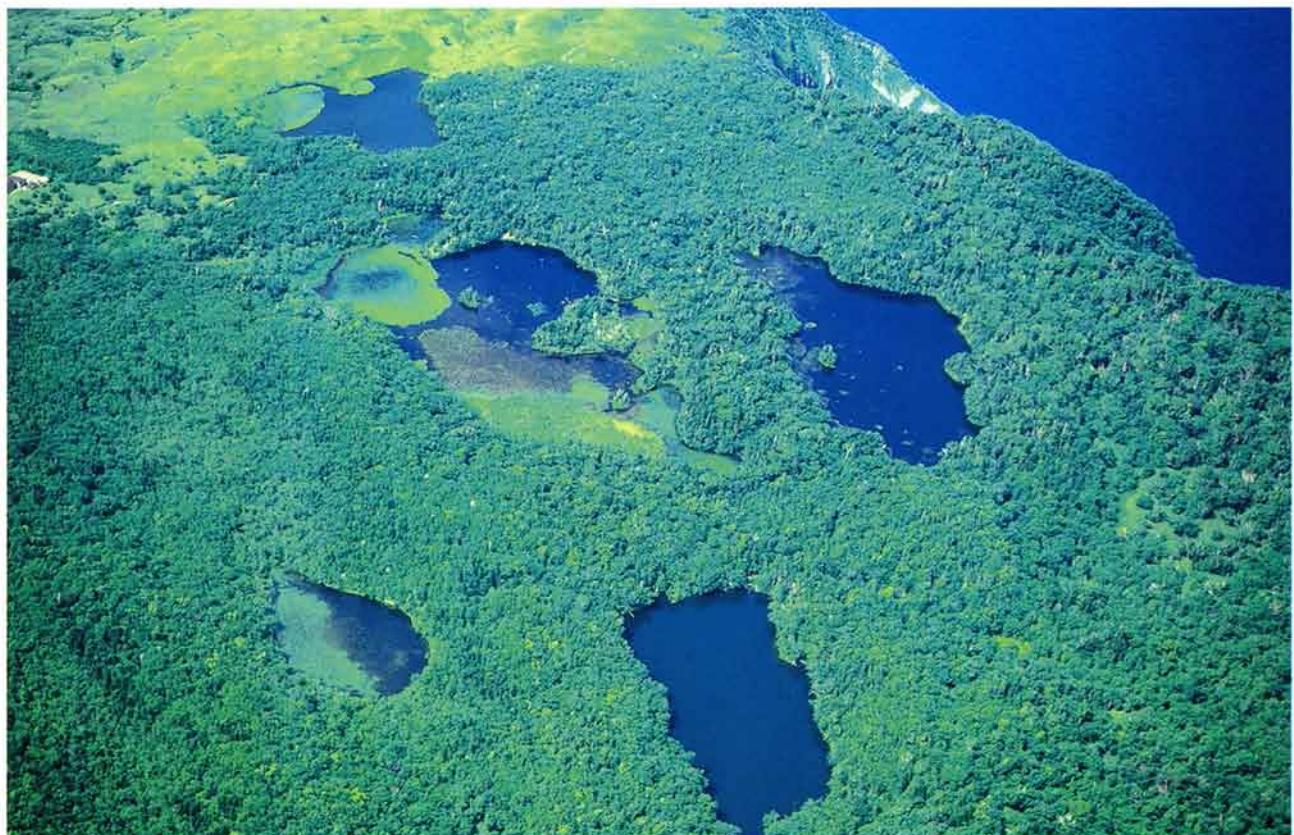


2005.10.31

釧路司法書士会報

発行所／釧路市宮本1丁目2 釧路司法書士会 編集／会報編集委員会



Vol.102

知床世界自然遺産写真特集

(釧路支部 蓬田正克)

102号目次

CONTENTS

3	会長就任挨拶	釧路司法書士会 会長 中村圭佐
4	司法書士の発展を目指して	政治連盟釧路 会長 志築和廣
5	賞味期限	釧路司法書士会 副会長 杉本義明
5	新人理事ご挨拶	企画部 研修担当理事 榎木紀子
6	平成17年度日司連年次制研修会報告	釧路支部 本間利夫
7	知床世界自然遺産写真特集	
9	友達はテレビ	十勝支部 北田佑治
9	司法書士とオンブズマン	北見支部 河原田 明
11	会員の動き	
12	業務日誌	
14	編集後記	十勝支部 小林伸兼

《表紙の写真》

「知床五湖(空撮)」

知床五湖周辺には、ヒグマや野鳥が多く生息している。

湖水には海岸に向かってしみ出て、断崖から海に流れ落ちる。



撮影者 釧路支部
窪田正克先生



会長就任挨拶

釧路司法書士会 会長

中村 圭佐

平成17年5月28日開催の本会定時総会に於いて、引き続き会長職を引き受ける事になりました。

不動産登記法の改正や司法制度改革の荒波は、司法書士を取り巻く環境を大きく変化させ、新たな職能集団として、取り組まなければならぬ課題が散在しております。

まず、本年3月7日施行された新不動産登記法においては、法文の現代語化とともに、登記の正確性を確保しつつ、国民の利便性の一層の向上を図るため、インターネットを利用したオンライン申請の手続の導入、司法書士による資格者代理人として本人確認情報の提供制度や登記原因証明情報の提供の必須化などが盛り込まれました。

施行までの短い期間内に具体的な書式、証明情報の種類や型式の整備、運用等、各会員には関係各位への啓蒙、理解をいただき又法務局との打合せをされ、自己の業務、依頼者への不都合もなく滞りなく移行したものと思っておりますし、感謝申し上げるところであります。

私達、司法書士は、この制度を十分に活用し、不動産取引の立会や登記手続の場面を通じて、国民の権利保全のため新たなより大きい責務を果たさなければなりません。

また、本年度中には、釧路地方法務局管内の二つの登記所がオンライン指定庁として指定されると聞いております。

一方、司法制度改革でありますと、政府

内の司法制度改革推進本部も一応終わり、裁判外紛争解決制度や総合法律支援法による司法サービスを事業内容による、日本司法支援センターを核とした司法ネットが構築されます。

これらを担う法律家の一人としても期待されております。

プロフェッショナルとは、市民の公益のためにサービスすることを公示している職業であり、市民のそのような相互理解のうえに成り立った職業であるとして、きわめて公共性の強いものであるという考え方です。

法律実務を独占している法律家には、すべての人々に対し、法律家によってしか与えることのできない憲法上の権利を守る手を差しのべる手段を講じる義務があるということです。

本定時総会においては会則を改正し、平成18年秋の司法支援センターの設置前に司法書士総合相談センターの設置、運用を計り、ADR調停センターについては設置のための研修、準備にとりかかろうと考えております。

最後に日司連、中村邦夫会長の言葉を借りれば「司法書士を今日に在らしめているのは、多くの先達の日々の仕事の滴であります。司法書士ひとりひとりが、全国の隅々に在って地道に職務を尽くし続けてこなければ、水とは成らずましてやそれが集まって伏流水になることはありません。

今、その水が司法改革という地殻変動を機に地表に出て流れはじめました。これを川にし大河となしていくのはこれからです。」と発言しております。

私達は、更に自己研鑽に努め、国民の多様かつ高度な期待にこたえることにより、国民に最も身近な法律専門家となるよう、

一層努力して行きたいと思っております。

釧路司法書士会にとって大切な一年であり、新たなる司法書士のスタートを切る一年でもあります。役員一同、皆様のご協力そしてご意見をいただいた中で、意義ある節目の年にと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。



司法書士の発展を目指して

政治連盟釧路会長

志 築 和 廣

第35回日本司法書士政治連盟定時大会が、平成17年4月16日に開催されました。

開催の地は、東京都千代田区紀尾井町、ホテルニューオータニの大会議場です。ここは江戸時代に、紀伊、尾張、井伊の三家の江戸屋敷があったところ、また、明治11年には紀尾井坂わき清水谷公園あたりで、当時の内務卿大久保利道が暗殺された地です。政治色の濃いこの地にふさわしい政治連盟大会です。

出席者は182名。

定刻山口達夫会長の挨拶よりはじまりました。今期をもって山口会長は勇退、5期にわたる豊富な経験を回想し語っていただいた。その後は日司連の副会長に立候補の予定、出席者一同は当選を念じてエールを送りました。

大会次第により、決算報告、予算決定、運動方針組織活動方針など決議後、第7号議案役員改選の件で、新たに静岡会の田嶋規由氏が会長に選任されました。

弁護士5万人体制、規制改革、ロースク

ールの始動、登記の民間開放、隣接転種による商業登記の開放要求、強制会維持問題等将来の不安に対する強いリーダーシップを認識し、司法書士制度の充実発展が国民の利益に寄与するものであるよう全力を挙げて活動していきます、と力強いコメントを発表しました。

思えばこの数年間は司法書士にとって重き月日でした。新しい不動産登記法が施行されました。登記済証の廃止、原因情報や本人確認情報が生まれ、出頭主義が廃止、私どもの役割が大きく変わりました。

我々がこれまで学び、正しい事柄として信じてきたこと、資本充実の原則、最低資本金などの制限がなくなっていく、国民のもっている株は今後どうなっていくのか、隣に同じ名前で同じ営業する人が設立する。今まで勉強し詰めこんだものが取り扱われていく。

これが新しい時代なのか、とても辛いと思う会員も少なくないでしょう。

壁を新しく、白く塗りなおして出発しな

ければなりません。

国民も迷っているのです。これらの改正に対し、国民は誰かに指導し指示してもらわなければなりません。知っている人に訊きたい、誰に訊いたらいいのかというときに、

司法書士がその役割を担っている訳です。

制度改革以上に、その前に、我々は不斷の努力と研鑽を積み重ね、司法書士一人一人の充実発展を目指していきたい、その事を強く認識させられた今期の大会でした。

賞味期限

釧路司法書士会副会長 杉本義明

私たちの食生活は、戦後の食糧難時代から大きく様変わりしました。世界各国のグルメが家庭でも楽しめますし、外食産業が景気を押し上げています。しかし、その分、特に輸入食品の安全性が問われるようになりました。1997年4月から消費税が5%に引き上げられましたが、それと同時に食品衛生法やJAS法が改正され従前の製造年月日に代えて消費期限及び品質保定期限(賞味期限)の表示が義務付けられました。

鶏卵一個一個に付されたこの表示を見るとなんだか滑稽な気もします。

ところで、私は本年5月に開催された定時総会で役員に選任されました。殆どの役員の方が留任される中で、私の場合は既に(賞味期限)が経過しており2年間の任期を全う出来るかどうか些か不安です。皆さんのお力にすがりながら務めを果たしたいと考えておりますのでよろしくお願ひいたします。



新人理事ご挨拶

北見支部 榎本紀子

釧路会に登録し仕事を始めて2年5ヶ月、理事就任のお話をいただいたときは、もう私の番?と多少驚きましたが、いろいろ経験させていただくよい機会ですのでよろしくお願ひいたします。

司法書士業務は、ここ数年そしてこれからますます大きな動きの中にあるといえます。成年後見、簡裁代理権、消費者被害救

済問題、不動産登記法の全面改正、オンライン申請、ADR、会社法の成立等。私自身、フォローしきれていないというのが正直なところです。

日々の勉強不足を反省し、改めて、研修の重要性を実感していたところ、この度、理事会において研修担当となりました。特定分野の研修に加え、今年度より年次制研

修もスタートしました。時間的な問題、地理的な問題、健康上の問題等で、研修に参加したくても容易ではないという方も多いと思います。課題は様々ありますが、会員の皆さんに、少しでも受講していただきや

すい研修の企画運営のお手伝いをしていきたいと思っております。

ご指導ご鞭撻のほど、よろしくお願い申し上げます。



平成17年度 日司連年次制研修会

釧路司法書士会

本間 利夫

年次制研修会は、司法書士がその社会的使命を果すための職業倫理の保持を目的として平成17年度より実施されます。毎年、全会員の約5分の1が受講する義務研修であり、平成14年改正司法書士法施行後の司法書士にとって必須の研修となります。

平成17年7月23日（土）午後1時から6時10分まで、全国会場「日司連ホール」（東京都新宿区）、釧路会場「釧路東急イン」で22名参加で実施されました。

日司連年次制研修は、各司法書士会または各ブロック会が同一の教材を使いライブ研修で実施されました。ライブ研修は、連合会が配信する研修会の中継の模様を、各司法書士会が設置した各々適宜の会場において同時に受信して行われました。

午後1時より開講式、司法研修所上席教官加藤新太郎氏より、「司法書士の倫理」と題で基調講義（90分）があり、午後3時より、グループディスカッション（120分）、10名程度のグループに分かれ、グループリーダーを中心にケーススタディを行った、課題

1は、登記業務と裁判業務で、司法書士倫理第23条、第26条、第61条という職務上の問題を、それぞれのケース毎に議論した。

課題2は、登記業務と家事事件で、倫理第2条、第5条、第23条、第61条について議論した。

午後5時30分より、加藤新太郎氏より全体討議・まとめ（40分）の説明があり閉講した。

最後に、年次制研修は「参加」型の研修であり、全員が積極的に議論に参加し、自己研鑽することを痛感した。



知床世界自然遺産写真特集

知床が今年7月17日にユネスコ世界委員会で日本では自神山地、屋久島に次いで3番目の世界自然遺産に登録された。

以前から知床は秘境あるいは最後の楽園などといわれ、多くの動物たちが原始の姿をとどめたまま生きている。

肩をいからせながら闊歩するヒグマが知床での陸の王者なら、海の王者は巨体をくねらせ、なめらかに水中を遊泳しながら魚を追うトドというところであろうか。海面からひょっこりとひょうきんな毛面の顔、つるりとした頭を出すアザラシは、海のピエロというところである。土地の人びとは彼らを「トッカリ」という愛称で呼んでいる。

また、体長10m、体重10tもあるミンククジラが根室海峡を遊泳する。その動きにはザトウクジラのような派手さはないが、そのスケールの大きさには驚かされる。初めてヒグマと出会ったとき、強烈な感動を覚え、寒さとともに足の震えが止まらなかつたことも、忘れることのできない体験であった。

長い間にわたる知床とその周辺での撮影取材で多くの動物たちと幾多の出会いをし、彼らはその度に数々の素晴らしい感動を私に与えてくれた。しかし、それらの行動は、動物たちが必死に生きている生活のほんの一部でしかない。今この瞬間にも、さまざまな動物と自然のドラマが展開されているに違いない。私としては今回、世界自然遺産に登録された知床がこれからも動植物と自然がいつまでもその姿を変えることなく呼吸し続ける楽園であることを願っている。

窪田正克

釧路司法書士会 釧路支部 会員
(社団法人 日本写真家協会会員)

2000年 知床、ヒグマ等一連の作家活動に対して
東川賞特別賞受賞



夕日に染まる羅臼岳



知床峠の夜明け



知床半島(空撮)



知床五湖から知床連山を望む



根室海峡を遊泳するミンククジラ



カラフトマスの遡上



紅葉の知床峠



氷上のゴマフアザラシ



氷上のオオワシ



秋のエゾシカ



エゾヒグマの親子



子育て中のクマゲラ



友達はテレビ

十勝支部

北田 佑治

単身赴任生活が通算17年になった。

まさか、退職後も単身になるとは自分でも想像しなかった。

バブルがはじけ、登記は減少。登記所もIT化と国家財政の逼迫から適正配置という統廃合が進み、登記所は大幅に減少した。

登記所の無くなった地域に司法書士もないという、いわゆる「司法過疎」が生まれ、弁護士会では公設の事務所を設置し始めた。

しかし、医師さえ来なくなる地域に司法書士も来ない、そんな地にての開業を求められたが、妻には「行くならアンタ一人でね」と突き放された。

もともと官側にいて廃止町の住民の皆様には申し訳なく思っていた、そのことに自分で出来る恩返しをしなければと心の隅では思ってはいたものの、もとよりそんなキ

レイ事だけではない。

折角40年も国費をかけて薰陶を受けた我が身と知識を地域に還元しなければという気持ちと、そして、願わくばもっと単身生活をしたかったという気持ちがあったのだ。

夫婦仲は仕送りさえすれば決して悪くはない。

もともと夫婦らしい生活は新婚時代の時にしか知らない我が身である。

今夜も独酌している。テレビはかけっぱなしである。

この町での生活は一年近く経つが、仕事とテレビだけが生きがいになっている自分が怖い。

因みに、登記所は60km離れた帯広市内であるが、途中に3つの村があり、同業者は帯広市至近の村にお一人だけである。



司法書士とオンブズマン

北見支部 河原田 明

1 北見市の委嘱を受けまして、2004年11月から、弁護士の伊藤昌博先生とともに、二人でオンブズマンをやっています。

オンブズマンとは、スウェーデン語で「代弁者」との意味らしいです。市民の利益を守るために、行政に対して市民を代弁し

て物申す活動をする者ということですね。

オンブズマンには、ボランティアの市民オンブズマンと、行政から報酬をもらっているオンブズマン、いわば官制オンブズマンがありまして、私の場合は後者にあたります。ちなみに道警の裏金問題で有名な市川弁護士は市民オンブズマンです。

市議会の同意を得て、市長が任命し、任期は3年です。

裁判所と比べると、効果の面で法的強制力が無い勧告・意見表明に止まる点は弱い。ただし、法的問題に止まらず、窓口の対応の仕方などの事実上の問題も扱う点で処理する事件の間口が広いこと、また迅速な処理などが取り柄といえるでしょう。

2 きっかけ

たまたま、同職に市役所職員の方と高校の同級生だった人がおられまして、やらないかという話があったわけです。

・市側の事情

制度を作ったのはいいけれど、候補者選定に苦慮していたようです。

すなわち、そこそこの理屈を言えなくてはならぬ。予算が豊かではないものですから、勤務が2週間ごとに1日、会議が月に1回、報酬はある程度ということあります。加えて、長年住んでいると市との癒着を疑われてよろしくないという制約までついています。こうして白羽の矢が名古屋から北見に移り住んで間もない私に向かって飛んできたようです。なお、弁護士の伊藤先生も、奇しくも同じ名古屋から最近やって來た人であります。

・私側の事情

3歳半の双子の娘の面倒見に忙しくて、時々しか仕事をしてなかつたものですか

ら、見事な赤字であります、そろそろ仕事をするクセをつけなくてはいかんなあ、少なくとも事務所の賃借料などの経費くらいは稼がないといかんなあ、と思っていた矢先がありました。固定収入はなかなか魅力的であります。

それに、大学では憲法のゼミで勉強したこともあり、折角学んだことが生かせるかも知れないし、まあ何とかなるさと思いました。

こんな経緯で引き受けるに至ったわけです。

3 活動の仕方についての私見

個人的には、裁判所の違憲審査権行使についての司法消極主義・積極主義の議論を参考に次のように考えています。

すなわち、国民主権原理のもと、人権の実現は第一次的には民主的に選ばれた議会で決定された方針を受けて、それを行政が執行することによるべきである。それが本来のスジであります。

オンブズマンは、市議会の同意を得てはいるものの、住民から直接選定されていない、その意味で裁判所同様、非民主的機関であるから、その権限行使については、ある程度慎重であるべきです。

また、現実的にも、オンブズマンは法的強制力が無い勧告・意見表明しかなしえないわけですから、行政を納得させるためには論理の力をもってするしかないわけです。従って、申立人の主張を盲信して、やみくもに行政を攻撃することは、行政に対する権威と説得力を失わせ、いたずらに市政を混乱させることになり妥当でないと考えています。

こう書くと、保守的な人間と思われてしまいそうですね。もちろん公正中立に考え

て、行政に非違があれば遠慮無く物申すつもりでおります。

4 経過

初めの2ヶ月くらいは苦情申立がほとんど来ませんでした。市民の皆さんには様子をうかがっていたのではないかと思います。その後ボツボツ来るようになります。今までに全体で15件くらい処理したでしょうか。

今までのところ、勧告・意見表明したことはありません。ただ、調査結果の報告書中において、こうしてもよかつたのではとかいう形で、参考意見を述べているので、少しは行政の参考になっているかもしれませんね。

市民の側に基本的なところで誤解があつたり、行政に対して過大な要求をしているなど感じる事件が結構多いことも印象に残っています。

なかには、「苦情申立した件につき、全ての数字を調査してなければオンブズマン制度の意味なんて無いじゃない！ オンブズマンのためのオンブズマンが必要だなあ！」とか、「こんなの裁判やったら絶対勝てる！ おかしいと思わないんですか？（あなたは）権利意識がない！ センスが

無い！」などと、調査結果について私を罵した方もおります。

「そら形式的には感謝料請求訴訟の形で提訴できるだろうけれど、こんな些細なことで提訴したら、世間の笑いものになるでえ～」「裁判所でも議会でもアンタの好きなように訴えてチョ！」「行政は決められた以上のことをやっています。それは行政に要求しすぎやがな。そんなことは自己責任でやらなあかんでえ～」とか心の中でつぶやいたりしたことなど何度かありました。

世の中いろんな人がいますね。あ～具体的な中味をしゃべりたい！ 秘密保持義務がありますので出来ないのが残念です。

5 抱負

会員の皆さんも、議会の議員とか調停委員など社会的活動を結構やっていらっしゃるんですね。私も司法書士全体の信用に関わることですので、引き受けた以上は眞面目につとめあげようと思っています。ただし、堪忍袋がそんなに大きないので、この会報が皆様に届く頃には、苦情マニアと面談中に不適切な発言があったとか言いがかりをつけられて大騒動になっていたりして……ワッハッハ

釧路司法書士会 会員の動き

☆死 亡



大河原 正雄殿
(十勝支部)

生年月日 昭和7年4月1日

死亡年月日 平成17年6月16日

登録年月日 昭和54年1月1日

登録番号 釧路 第52号

事務所 帯広市西21条南3丁目24番地9

☆脱会 堀田信昭殿 脱会年月日 平成17年6月30日
 (十勝支部) 登録年月日 昭和54年1月1日
 登録番号 釧路 第62号
 事務所 十勝郡浦幌町字新町4番地1

水野伸一殿 脱会年月日 平成17年6月30日
 (北見支部) 登録年月日 平成6年3月9日
 登録番号 釧路 第169号
 事務所 北見市美芳町2丁目3番2号

☆入会

島崎邦男殿
(十勝支部)

生年月日 昭和10年9月3日
 登録年月日 平成17年9月13日
 登録番号 釧路 第193号
 事務所 帯広市西16条北1丁目25番地4
 電話番号 0155-41-7136
 FAX番号 0155-41-7137
 自宅住所 事務所に同じ
 自宅電話 //

☆入会

近江孝介殿
(北見支部)

生年月日 昭和52年2月27日
 登録年月日 平成17年9月13日
 登録番号 釧路 第194号
 事務所 北見市美芳町1丁目4番24号
 電話番号 0157-22-6611
 FAX番号 0157-22-6614
 自宅住所 北見市北進町4丁目2番25号
 自宅電話 0157-23-2321

釧路司法書士会業務日誌 (平成17年4月~)

4月

1日(金) 在釧理事会 於: 事務局
 補助者使用 (青野事務所 室岡道徳殿)

補助者使用 (佐藤敏三事務所 宮川 操
 殿・腰 ゆう子殿・青山聰香殿)
 4日(月) 年金資金運用基金処理 於: 事
 務局

- 5日（火）** 補助者使用（橋場事務所 忠村英明殿）
- 6日（水）** 法務局長着任挨拶 於：法務局 中村会長・在釧理事
- 11日（月）** 年金資金運用基金処理 於：事務局
- 13日（水）** 補助者使用（矢筈原事務所 中村順一殿）
- 14日（木）** 平成17年度第1回会長会 於：日司連ホール
- 15日（金）** //
- 16日（土）** 日本司法書士政治連盟第35回定時大会 於：ホテルニューオータニ（金倉前会長）
- 17日（月）** 北海道ブロック司法書士協議会理事会 於：札幌会（中村会長・志築理事・有賀理事）
- 20日（水）** 監査 於：事務局（平田監事・佐々木予備監事・中村会長・志築理事・尾越理事）
- 21日（木）** 在釧理事会 於：事務局
- 23日（土）** 理事・支部長合同会議 於：事務局
- 27日（水）** 司法書士と法務省準備室との意見交換会 於：札幌会（中村会長）

5月

- 13日（金）** 在釧理事会 於：事務局
- 17日（火）** 在釧理事会 於：事務局
- 20日（金）** 在釧理事会 於：事務局
年金資金運用基金処理 於：事務局
- 27日（金）** 年金資金運用基金処理 於：事務局
- 28日（土）** 第38回釧路司法書士会総会 於：釧路全日空ホテル
- 31日（火）** 第3回日本司法支援センター釧路地方準備会 於：法務局（中村会長）
日司連定時総会議事運営委員会 於：日

司連（有賀代議員）

6月

- 1日（水）** 補助者使用（柳沼事務所 伊藤妙子殿）
- 3日（金）** 補助者使用（糠谷事務所 横山茂殿）
- 11日（土）** 北海道ブロック司法書士協議会総会・理事会 於：京王プラザホテル札幌
- 16日（木）** 在釧理事会 於：事務局
- 18日（土）** 理事・支部長合同会議 於：事務局
- 23日（木）・24日（金）** 日本司法書士会連合会総会 於：東京ベイホテル東急
- 29日（水）** 年金資金運用基金処理 於：事務局

7月

- 2日（土）** 非司法書士排除委員会 於：事務局
研修委員会・年次研修リハーサル 於：事務局
- 6日（水）** 年金資金運用基金処理 於：事務局
- 8日（金）** 補助者使用（尾越事務所 野口英雄殿）
- 10日（日）** 札幌会研修会「改正不動産登記法(1)」 於：札幌プリンスホテル
- 15日（金）** 電子政府推進員ブロック別協議会 於：札幌第一合同庁舎（森理事）
- 16日（土）** 北海道ブロック司法書士協議会理事会 於：法務局（中村会長・阿部副会長・森理事）
- 19日（火）** 在釧理事会 於：事務局
- 22日（金）** 年次制研修前日リハーサル 於：釧路東急イン
- 23日（土）** 平成17年度日司連年次制研修会 於：釧路東急イン



28日（木）在釧理事会 於：事務局

8月

- 5日（金）松下忠先生法務大臣受賞記念祝賀会 於：ロイトン札幌（中村会長）
 19日（金）登録申請に関わる面談
 於：事務局（日司連登録担当・村瀬支部長・尾越理事・志築理事・佐藤理事・佐渡理事）
 21日（日）札幌会研修会「改正不動産登記法(2)」於：札幌厚生年金会館
 26日（金）登録面接（近江孝介氏）
 於：事務局（登録委員）
 27日（土）第1回業務研修会 於：寿御苑

9月

- 3日（土）日司連総合相談センタープロック別説明会 於：札幌会（中村会長・有賀理事）

- 4日（日）ブロック理事会 於：札幌会（中村会長・阿部副会長）
 7日（水）ADR対策会議 於：日司連（阿部副会長）
 9日（金）法律扶助担当者研究会 於：函館国際ホテル（中村会長・有賀理事）
 10日（土）法律扶助担当者会議 於：東横イン函館駅前朝市（中村会長・有賀理事）
 13日（火）在釧理事会 於：事務局
 16日（金）司法支援プレ協議会
 於：釧路プリンスホテル（中村会長）
 17日（土）全青司札幌全国研修会
 於：札幌コンベンションセンター（中村会長）
 18日（日）〃
 21日（水）島崎邦男氏・近江孝介氏
 登録交付式 於：事務局（中村会長・登録委員）



編 集 後 記

会報は会の機関紙であり、会員の資質向上、親和協力及び業務の円滑遂行を実効的に促進する一助として発行するものとされています。会報発行の趣旨を損なわぬ様、会と会員がより关心と親しみをもちうる様、会報を益々充実させたいと考えております。今後とも会報への御協力を願いいたします。

十勝支部 小林伸兼